

証券コード 9628
平成29年6月5日

株 主 各 位

大阪本社 大阪市北区天神橋四丁目6番39号
本 店 大阪市中央区北浜二丁目6番11号
燦ホールディングス株式会社
代表取締役社長 野 呂 裕 一

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願ひ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号
公益社 千里会館 会場：まほろば

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第88期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件

以上

- (お願い) * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- * 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.san-hd.co.jp>) において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、当期）におけるわが国経済は、内外需要の増加を背景に、景気の緩やかな回復基調が続きました。企業収益が高水準で推移し、設備投資は緩やかな増加基調を示しました。雇用・所得環境の着実な改善を背景に、個人消費は底堅く推移し、住宅投資も持ち直しの動きが続きました。また、海外経済は新興国の一部に弱さが残るものの緩やかな成長が続き、そうした下で輸出は持ち直しました。

葬祭市場においては、故人や喪主の高齢化に加え、地域社会や職場の人間関係の希薄化等の影響もあり会葬者数は減少傾向にあります。また、消費者の価値観・嗜好の多様化や、慣習・儀礼にとられない人の増加を背景に、大都市圏では簡易型の葬儀（宗教儀式を伴わない直葬や通夜を行わない一日葬等）を選択される方が増えつつあります。

また、長期にわたる安定的な葬儀需要の拡大が見込まれることから、葬儀事業者による葬祭会館の新規出店や、葬儀紹介業者によるインターネットを通じた集客など、事業者間の競争は激しさを増しています。特に低価格・簡易型葬儀の分野における激しい業者間競争により、葬儀単価の下落傾向が続いています。

以上のような環境変化をふまえ、サービス品質の向上とライフエンディングサポートの拡充による他社との差別化の追求や新規事業創出への本格的着手などを基軸とする、新たな中期経営計画（平成28年4月～平成31年3月）への取り組みを開始しております。

まず、中期経営計画の主要テーマの一つである葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大のため、平成28年5月に「公益社 くずは会館」（大阪府枚方市）、「公益社 武庫之荘会館」（兵庫県尼崎市）、平成28年9月に「公益社 喜多見会館」（東京都世田谷区）をオープンしました。さらに平成29年に入り、1月に「タルイ会館 西明石」（兵庫県明石市）、2月に「公益社 甲子園口会館」（兵庫県西宮市）、3月に「公益社 千里山田会館」（大阪

府吹田市) をオープンしました。

また、基盤整備の一環として、築年数の経過した大規模会館を中心に会館リニューアルを進めました。平成28年7月に「タルイ会館 大蔵谷」(兵庫県明石市) を、平成28年8月に「公益社 西宮山手会館」(兵庫県西宮市) を新築リニューアル(建替え) したほか、平成28年8月に「葬仙 米子葬祭会館」(鳥取県米子市) を全面改装オープンしました。さらに、昨年春から「公益社 枚方会館」(大阪府枚方市) の建替え工事に着手しており、平成29年8月に新築リニューアルオープンする予定です。

新規事業への取り組みについては、エクセル・サポート・サービス(株)の運営によるラーメン店を平成28年10月大阪市西区に、平成28年12月大阪市淀川区にオープンし、料理・飲食事業の多角化に踏み出しました。さらに、リハビリ特化型デイサービスなどの介護事業を展開するJR西日本グループの「ポシブル医科学株式会社」(本社 大阪府東大阪市) と、フランチャイズチェーンへの加盟に関する基本合意書を締結しました。今後、フランチャイザーである同社の支援・指導を受けながら、平成29年10月から12月の間に2事業所を開設する予定であります。

当期においては、(株)公益社の大規模葬儀(金額5百万円超の葬儀)の施行件数が減少したものの、グループ全体の葬儀施行件数は、(株)葬仙および(株)タルイの寄与もあり、前連結会計年度(以下、前期)と比べて増加しました。葬儀施行収入は、前期比0.9%の増収となりました。

費用については、新規会館(新築リニューアル会館を含む)のオープンに伴い、広告宣伝費や消耗備品費等が増加した一方で、新築リニューアル計画に伴う耐用年数の見積り変更による減価償却費、大阪本社・本部機能の移転集約により地代家賃がそれぞれ減少したことにより、営業費用は減少しました。

また、「公益社 枚方会館」および「公益社 西宮山手会館」の新築リニューアルに伴う旧会館の解体撤去費用の見積り金額の変更にに基づき、営業外収益に移転損失引当金戻入益60百万円を計上しました。

特別損失については、前期に計上した厚生年金基金解散損失引当金繰入額6億90百万円の計上がなくなりました。

この結果、当期の営業収益は186億77百万円となり、前期比0.9%の増収となりました。また、営業利益は20億19百万円(前期比16.1%増)、経常利益は20億64百万円(前期比18.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は13

億45百万円（前期比265.4%増）といずれも増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

① 公益社グループ

公益社グループの中核会社である㈱公益社における葬儀施行収入は、首都圏では一般葬儀の件数増加により増収となりましたが、関西圏では大規模葬儀の件数が減少したため、新規出店の効果による一般葬儀の増収にもかかわらず、減収となりました。全社では、葬儀件数は前期比0.8%の増加、葬儀施行収入は前期比0.4%の減収となりました。

一方、葬儀に付随する販売やサービス提供においては、返礼品販売収入、仏壇仏具販売収入、手数料収入が、いずれも前期比増収となりました。

費用については、新規会館の出店に伴い広告宣伝費や消耗備品費等が増加したため、営業費用は増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は155億4百万円（前期比0.3%減）となり、セグメント利益は10億94百万円（前期比16.0%減）となりました。

② 葬仙グループ

葬仙グループの㈱葬仙においては、境港、松江の両エリアを中心に葬儀件数が増加し、米子エリアでも全面改装工事に伴う「葬仙 米子葬祭会館」の4ヶ月間の閉館にもかかわらず、前期の葬儀件数を上回りました。その結果、全体では、葬儀件数は前期比5.5%の増加となり、葬儀単価も前期比1.0%上昇したため、葬儀施行収入は前期比6.5%の増収となりました。さらに、葬儀に付随する販売および手数料収入も前期比増収となりました。

費用については、前期の葬儀会館に係る減損損失計上に伴う減価償却費の減少や「葬仙 米子葬祭会館」の工事期間中の地代家賃の減額等により減少したものの、同会館の全面改装オープンに伴い広告宣伝費や消耗備品費等が増加したことにより、営業費用は増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は14億20百万円（前期比7.8%増）となり、セグメント利益は44百万円（前期は32百万円の損失）となりました。

③ タルイグループ

タルイグループの㈱タルイにおいては、前期に開始した葬儀基本セットの全面改定や広告宣伝の強化等の施策の効果により、葬儀件数が前期比6.4%増加し、葬儀単価も2.2%上昇した結果、葬儀施行収入は前期比8.7%の増収となりました。

費用については、「タルイ会館 大蔵谷」において、新築リニューアルオープンに伴う広告宣伝費が増加したものの、旧会館の解体撤去に伴う耐用年数の見積り変更による減価償却費がなくなったこと等により、営業費用は減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は14億29百万円（前期比8.3%増）となり、セグメント利益は2億6百万円（前期比199.7%増）となりました。

④ 持株会社グループ

持株会社グループの燦ホールディングス㈱においては、グループ子会社からの配当金収入が3億円増加したことにより増収となりました。一方、新築リニューアル計画に伴う耐用年数の見積り変更による減価償却費の計上がピークを過ぎたほか、大阪本社・本部機能の移転、集約に伴い地代家賃および減価償却費が減少したため、営業費用は減少しました。

また既述のとおり、移転損失引当金戻入益60百万円を営業外収益に計上しました。

この結果、当セグメントの売上高は49億17百万円（前期比5.8%増）となり、セグメント利益は17億89百万円（前期比44.6%増）となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、22億21百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(株)公益社	枚方会館	新築工事等	3億33百万円
(株)公益社	東久留米会館	新築工事等	3億15百万円
(株)葬仙	米子葬祭会館及び 倉庫・事務所棟	新築工事等	2億73百万円
(株)公益社	西宮山手会館	新築工事等	2億50百万円
(株)公益社	喜多見会館	新築工事等	1億75百万円
(株)タライ	西明石会館	新築工事等	1億48百万円
(株)公益社	千里山田会館	新築工事等	1億40百万円
(株)タライ	大蔵谷会館	新築工事等	1億4百万円
(株)公益社	くずは会館	新築工事等	1億1百万円

3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度中において、手元資金を設備投資に充当いたしました。

なお、資金の効率的運用を図るため、当社グループの各社間でグループ金融制度を運用しており、当連結会計年度末において、当社は(株)公益社から8億50百万円、(株)タライから1億50百万円を借入れております。

また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

① サービス品質向上への体制の強化と仕組みの構築

お客様に集中して向き合う体制を整えるとともに、標準化されたサービスや会館運営等に基づくブランド構築を図り、サービス品質でお客様に選ばれることを目指す。

② 葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大

東西の大都市圏を中心に積極的なドミナント出店により営業エリアの拡大を目指す。

③ ライフエンディングサポート事業の伸長

ライフエンディング・ステージをサポートするサービス範囲を拡大し、顧客満足と顧客単価の向上を図る。

④ 新規事業創出への本格的取組み

グループの事業ポートフォリオのリスクを軽減し、中長期的に安定継続成長を実現するため、新規事業へのチャレンジを継続し、着手した新たな事業については着実な展開を図る。

⑤ 基盤整備の完遂

大規模会館の建替えオープンと案件全体の完遂により、会館施設の競争力の強化および外部支払コストの削減を実現する。

⑥ リスクマネジメントの強化

リスクマネジメントを強化し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

5. 企業集団および当社の直前三事業年度の財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

	平成26年3月期 第85期	平成27年3月期 第86期	平成28年3月期 第87期	平成29年3月期 第88期 (当連結会計年度)
営業収益(百万円)	18,062	18,437	18,509	18,677
経常利益(百万円)	1,621	2,021	1,742	2,064
親会社株主に 帰属する当期 純利益	953	985	368	1,345
1株当たり当期純利益	169円80銭	175円42銭	65円57銭	239円59銭
総資産(百万円)	26,231	26,734	27,042	27,961
純資産(百万円)	20,932	21,693	21,837	22,943
1株当たり純資産額	3,726円98銭	3,862円40銭	3,887円97銭	4,085円12銭

(2) 当社の財産および損益の状況

	平成26年3月期 第85期	平成27年3月期 第86期	平成28年3月期 第87期	平成29年3月期 第88期(当期)
営業収益(百万円)	4,509	4,276	4,648	4,917
経常利益(百万円)	1,540	1,276	1,238	1,789
当期純利益(百万円)	1,288	452	781	1,516
1株当たり当期純利益	229円32銭	80円63銭	139円12銭	269円93銭
総資産(百万円)	24,690	24,974	25,620	25,952
純資産(百万円)	21,164	21,392	21,949	23,226
1株当たり純資産額	3,768円17銭	3,808円80銭	3,907円93銭	4,135円41銭

(注) (第85期) 企業集団の親会社株主に帰属する当期純利益および当社の当期純利益の増加は、特別利益に固定資産売却益を計上したためであります。

(第86期) 当社の当期純利益の減少は、特別損失に関係会社株式評価損および移転損失引当金繰入額を計上したためであります。

(第87期) 企業集団(当社および連結子会社の一部)の親会社株主に帰属する当期純利益の減少は、特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額および減損損失を計上したためであります。

当社は、特別損失に関係会社株式評価損を計上いたしました。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社は、親会社を有しておりません。

(2) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 公 益 社	百万円 100	% 100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業、霊柩自動車運送事業および患者用寝台自動車運送事業、返礼品および仏壇等の販売事業、生花事業
エクセル・サポート・サービス 株 式 会 社	40	100	葬儀請負事業、警備事業、清掃・施設管理事業、料理事業
株 式 会 社 葬 仙	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業
株 式 会 社 タ ル イ	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業

7. 企業集団の主要な事業内容

事業部門等の名称	主 要 な 事 業 内 容
葬 儀 事 業	葬儀の請負および生花、料理、返礼品、仏壇、仏具等の販売
運 送 事 業	霊柩運送、寝台自動車運送、旅客運送
そ の 他 の 事 業	不動産事業

平成29年3月31日現在

名 称	所 在 地
公益社団法人 高輪川会館 公益社団法人 仙川会館 公益社団法人 たまプラーザ会館 東大阪事業センター	東京都港区 東京都調布市 東京都青葉区 大阪府東大市
エクセル・サポート・サービス株式会社 なごみ庵 きたはま伊丹店 なごみ庵 ききたはま瓜破店 なごみ庵 ききたはま四條畷店	兵庫県伊丹市 大阪府瓜破市 大阪府四條畷市
株式会社 葬 仙 鳥取方ホ ー ル 吉美子ホ ー ル 岩美子葬 祭 会 米米葬ホ ー ル 福米倍ホ ー ル 安境港子ホ ー ル 余江子葬 祭 会 松津ホ ー ル 比出雲ホ ー ル 安来ホ ー ル	鳥取県鳥取市 鳥取県鳥取市 鳥取県鳥取市 鳥取県鳥取市 鳥取県鳥取市 鳥取県鳥取市 鳥取県根根市 鳥取県根根市 鳥取県根根市 鳥取県根根市
株式会社 タルイ 本社・メモリアルギャラリー 仏壇展示場 タルイ会館 大蔵 谷 タルイ会館 大新 久 明 タルイ会館 大魚 住 タルイ会館 土 山 タルイ会館 長 坂 寺 タルイ会館 西 明 石 タルイ会館 舞 神 戸 子 タルイ会館 神 戸 西 タルイ会館 東 加 古 川	兵庫県明石市 兵庫県明石市 兵庫県明石市 兵庫県明石市 兵庫県明石市 兵庫県明石市 兵庫県明石市 兵庫県明石市 兵庫県明石市 兵庫県明石市

9. 企業集団および当社の使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数		前期末比増減
公益社グループ	524名	(656名)	－
葬仙グループ	43名	(54名)	1名減
タイルグループ	35名	(42名)	－
持株会社グループ	46名	(0名)	3名減
合計	648名	(752名)	4名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()外数で記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46名	3名減	50.1歳	9年4ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であります。

10. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	400
株式会社三菱東京UFJ銀行	200
日本生命保険相互会社	150
株式会社みずほ銀行	150
三井住友信託銀行株式会社	150

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,616,476株（自己株式465,532株を除く）
 (3) 株主数 4,758名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	425,200	7.57
株式会社公益社（京都）	305,700	5.44
銀 泉 株 式 会 社	279,700	4.98
有 限 会 社 プ ラ イ ト ・ ウ ェ イ	200,000	3.56
久 後 豊 子	177,200	3.16
久 後 陽 子	159,803	2.85
久 後 吉 孝	159,800	2.85
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	144,000	2.56
久 後 隆 司	141,797	2.52
播 島 幹 長	136,703	2.43

- (注) 1. 株式会社公益社（京都）は、当社子会社と同社名の、本社を京都市に置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。
2. 当社は、自己株式465,532株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況

平成29年3月31日現在

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	小 西 幸 治	(株)公益社 取締役
代表取締役社長	野 呂 裕 一	(株)公益社 代表取締役会長
代表取締役副社長	播 島 聡	(株)公益社 代表取締役社長
取締役	的 羽 元 司	コンプライアンス・内部監査担当兼 管理本部長兼総務部長 (株)公益社 取締役
※1 取締役	棚 橋 康 郎	株インターネットイニシアティブ 社外取締役
※1 取締役	原 田 雅 俊	(一社)国際産業関係研究所 代表理事
※2 常勤監査役	内 藤 光 昭	(株)公益社 監査役
常勤監査役	秦 一 二 三	(株)公益社 監査役
※2 監査役	高 橋 秀 彰	公認会計士・税理士 高橋秀彰総合会計士事務所 代表
※2 監査役	田 村 茂	(株)メディアドゥ 社外監査役

- (注) 1. ※1は社外取締役であります。
 2. ※2は社外監査役であります。
 3. 常勤監査役秦一二三氏は公認会計士、社外監査役高橋秀彰氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役棚橋康郎、原田雅俊および監査役内藤光昭、高橋秀彰、田村茂の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 平成28年6月23日開催の第87期定時株主総会の終結の時をもって、原田雅俊氏は社外監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約に関する事項

平成27年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等である者を除く。）2名および監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約）

当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	8名	154,249千円
監 査 役	5名	33,700千円
合 計	13名	187,949千円

- (注) 1. 役員報酬限度額は、取締役が年額350,000千円以内と定めた固定枠と、支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内（ただし、100,000千円を上限とする。）とする変動枠の合計額以内、監査役は年額50,000千円であります。
2. 上記のうち、社外役員6名に対する報酬等の総額は36,650千円であります。
3. 上記の報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額32,530千円を含めております。
4. 上記の報酬等の額には、平成28年6月23日開催の第87期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名、社外監査役1名を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	棚橋康郎	(株)インターネットイニシアティブ 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	原田雅俊	(一社)国際産業関係研究所 代表理事	特別の関係はありません。
監査役	高橋秀彰	高橋秀彰総合会計士事務所 代表	特別の関係はありません。
監査役	田村茂	(株)メディアドゥ 社外監査役	特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役 棚橋康郎	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に会社経営者としての見地からの発言を行っております。
取締役 原田雅俊	当期において、平成28年6月23日に監査役を退任するまでに開催された取締役会3回の全てに、監査役会3回の全てに出席しました。 また、平成28年6月23日に取締役役に就任以降、当期に開催された取締役会12回の全てに出席しました。主に会社経営者としての見地からの発言を行っております。
常勤監査役 内藤光昭	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会15回の全てに出席し、主に経理・内部統制分野での豊富な経験と幅広い知識からの発言を行っております。
監査役 高橋秀彰	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査役会15回のうち14回に出席し、主に公認会計士・税理士としての見地からの発言を行っております。
監査役 田村茂	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、当期開催の監査役会15回のうち14回に出席し、主に会社経営者としての見地からの発言を行っております。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務
(監査証明業務) についての報酬等の額 | 38,200千円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,200千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制

当社の基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督機能を強化する。
- ② 当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、社会的規範に基づいて行動するための「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っていく。
また、社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」を社内・社外に設置し、コンプライアンスをより一層確実なものとする体制を構築し運用する。
- ③ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当な金銭的利益を得ようとする行為に対しては組織的に対応し、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき暴力団排除条項を定めて対応することをコンプライアンス行動規範・行動基準に明記し、当該規範・基準に基づき実行する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社の取締役の職務執行に係る情報は、社内規定に則り、適切に記録、保存、管理および廃棄する。当社の取締役および監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧することができる。
- ② 会社情報の適時開示の必要性および開示内容を取締役会において審議し、会社情報を適時適切に開示する。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社グループ全体の取組みとして、当社グループの業務上のリスクを抽出し、リスクとその対応方法を文書化する。
 - ② リスクマネジメント委員会を設置してリスク管理に関する規定を整備し、当該委員会において、当社グループ全体のリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関係する様々なリスクへの対応を検討・実施・推進する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保する。
- ① 取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化する。
 - ② 重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置する。
 - ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管理の実施を行う。
- (5) 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し運用する。
 - ② 当社グループの取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ③ 当社の内部監査部署は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を①の担当取締役および②の責任者に報告し、①の担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の事前の同意を必要とする。

- (7) 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役または使用人等は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告することとし、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。

なお、当社グループの取締役および使用人等が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- ① 経営会議で報告・審議された事項
- ② 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ ヘルプラインの通報状況および内容
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理する。

通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する等、新たな監査費用の処理は、監査役の職務に必要なでないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会と代表取締役および取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部署である内部監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を運用しております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、全役員を対象としたコンプライアンス、個人情報保護等に関する教育研修を実施し、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、子会社にも開放することでコンプライアンス体制の実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスクマネジメント規程で対象とするリスクを設定し、リスクマネジメント委員会において活動方針・活動目標を定め、リスクの管理状況の確認と取締役会への定期的な報告を行っております。

(4) 内部監査

内部監査部門である内部監査室は、内部監査計画に基づき当社および子会社の内部監査を実施しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、当社グループの企業価値は、人材力、専用施設、運営ノウハウ、商品・サービス要素の調達力、商品開発力、企画運営力などをその源泉としております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、従来から葬祭サービスの質の向上に飽くことのない取組みを続けてまいりました。

平成21年4月には、予想される社会環境、顧客および競合の変化をふまえ、当社グループの将来あるべき姿を「10年ビジョン」として定め、同時に創業以来大切にしてきた価値観と将来への思いを結晶化し、社員の価値判断の基軸とするとともにグループの求心力の核として、経営理念を再定義いたしました。その経営理念とは、「私たちは、大切な人との最後のお別れを尊厳あるかたちでお手伝いします。そして、それにとどまらず、人生のマイナスからプラスへのステップを支える最良のパートナーを目指します。」であります。

また、当社グループには、創業85年の歴史に裏付けられた知識と経験があり、それらを「人」を通じて葬祭サービスとして体現しています。お客様のご家族の状況や要望を把握し、オーダーメイドできる知識、経験、対応力に富んだプロフェッショナル人材を多数有することこそが、当社グループのコア・コンピタンス、すなわち競合他社に対する持続的優位性であると考えております。

儀式やサービスを通じて故人を尊厳あるかたちでお送りし、遺族の悲しみをケアするといった葬儀本来の役割を認識した上で、①個々のお客様に応じてカスタマイズされた「ホスピタリティサービス」を提供すること、②お客様の変化を察知し新たな葬儀スタイルを提案することが、時代の変化に対応するために求められていると考えております。

したがって、企業価値向上への取り組みとして、社員が自分の仕事にやりがいを見出し、誇りと安心感をもって働ける環境づくりが必要であると考えており、その一環として、平成24年4月に新人事制度を導入いたしました。さらに、現場の主体性を重視し、権限委譲を進めることにより、社員の高い内発的動機に裏打ちされた「ホスピタリティサービス」すなわち、個々のお客様さまに応じた質の高い葬祭サービスの提供を目指しております。

このように、従業員満足度の向上と顧客満足度の向上を実現することが、企業価値の向上を通じた社会への貢献であり、ひいては株主の皆様共同の利益の確保・拡大に資するものと考えております。

企業価値向上のための方策に関しては、当社グループのビジョン（平成25年に見直し、その後平成28年に一部改訂）に基づき、《東西の大都市圏を中心とした営業エリアの拡大》と《ライフエンディングサービス業への進化を目指した多角化》による顧客価値の向上を基軸としております。

また、新たに策定した中期経営計画（平成28年度～平成30年度）においては、①サービス品質向上への体制の強化と仕組みの構築、②葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大、③ライフエンディングサポート事業の伸長、④新規事業創出への本格的取組み、⑤基盤整備の完遂、⑥リスクマネジメントの強化、の6つの重点課題の達成に取り組んでまいります。

当社は取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図るため、平成28年6月開催の定時株主総会において、独立性の高い社外取締役2名を含む6名の取締役の体制となりました。また、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役が過半数を占める構成となっており、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するなどして、取締役の職務執行状況を監査しております。

さらに当社は、取締役会が適正かつ効率的に業務執行に対する監督機能を発揮できるように「取締役会規程」を定め、法令・定款に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、執行役員制度を採用するとともに、「職務分掌・権限規程」を定め、各業務執行取締役および執行役員が執行できる業務の範囲並びにその監督体制を明確に定めております。

当社は、これらのことを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を同一の内容で更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第87期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うこと等を可能とし、また、上記方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または、b.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案（もしあれば）等が、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨を勧告することもできるものとします。

新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等

以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施または株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第87期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.san-hd.co.jp/ir/pdf/160513_1.pdf）に掲載する平成28年5月13日付プレスリリースにおいて開示されております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(2)①に記載した企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的

かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的および物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンス強化・充実に配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、(2)②に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第87期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その発動にあたっては、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて発動にあたって株主総会決議により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第87期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 事業報告中の記載金額については、単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,908,561	流動負債	2,289,993
現金及び預金	2,612,850	営業未払金	810,925
営業未収入金	601,233	短期借入金	15,000
商品及び製品	94,999	1年内返済予定の長期借入金	21,192
原材料及び貯蔵品	41,352	リース債務	83,522
繰延税金資産	230,971	未払金	418,432
未収還付法人税等	145,127	未払法人税等	255,914
未収消費税等	20,540	未払消費税等	86,173
その他	162,205	賞与引当金	401,717
貸倒引当金	△718	役員賞与引当金	36,836
固定資産	24,052,879	移転損失引当金	18,000
有形固定資産	21,809,105	設備未払金	22,366
建物及び構築物	8,451,213	その他	119,913
機械装置及び運搬具	46,180	固定負債	2,727,464
工具、器具及び備品	154,104	長期借入金	1,115,414
土地	12,318,828	リース債務	260,933
リース資産	318,283	厚生年金基金解散損失引当金	690,837
建設仮勘定	520,494	退職給付に係る負債	147,918
無形固定資産	122,183	資産除去債務	272,807
投資その他の資産	2,121,590	長期預り金	218,023
長期貸付金	271,418	長期未払金	21,529
繰延税金資産	406,860	負債合計	5,017,458
不動産信託受益権	517,630	純資産の部	
差入保証金	663,600	科 目	金 額
その他	279,419	株主資本	22,943,983
貸倒引当金	△17,338	資本金	2,568,157
資産合計	27,961,441	資本剰余金	5,488,615
		利益剰余金	15,900,755
		自己株式	△1,013,546
		純資産合計	22,943,983
		負債及び純資産合計	27,961,441

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		18,677,027
営業費用		15,296,227
営業総利益		3,380,799
販売費及び一般管理費		1,361,641
営業利益		2,019,158
営業外収益		
受取利息	4,198	
受取配当金	4	
移転損失引当金戻入益	60,068	
雑収入	26,713	90,984
営業外費用		
支払利息	11,335	
解体撤去費用	25,135	
雑損失	9,254	45,725
経常利益		2,064,417
特別利益		
固定資産売却益	5,288	
投資有価証券売却益	391	5,680
特別損失		
固定資産除却損	3,789	
減損損失	38,899	42,688
税金等調整前当期純利益		2,027,408
法人税、住民税及び事業税	590,095	
法人税等調整額	91,632	681,727
当期純利益		1,345,681
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,345,681

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高及び当期末残高	2,568,157
資本剰余金	当期首残高及び当期末残高	<u>5,488,615</u>
利益剰余金	当期首残高	14,793,780
	当期変動額	
	剰余金の配当	△238,705
	親会社株主に帰属する当期純利益	1,345,681
	当期末残高	<u>15,900,755</u>
自己株式	当期首残高	△1,013,345
	当期変動額	
	自己株式の取得	△201
	当期末残高	<u>△1,013,546</u>
株主資本合計	当期首残高	21,837,208
	当期変動額	
	剰余金の配当	△238,705
	親会社株主に帰属する当期純利益	1,345,681
	自己株式の取得	△201
	当期末残高	<u>22,943,983</u>
純資産合計	当期首残高	21,837,208
	当期変動額	
	剰余金の配当	△238,705
	親会社株主に帰属する当期純利益	1,345,681
	自己株式の取得	△201
	当期末残高	<u>22,943,983</u>

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結されております。

当該連結子会社は、(株)公益社、エクセル・サポート・サービス(株)、(株)葬仙、(株)タルイの4社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用
- 定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
- 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ④ 移転損失引当金
- 当社および連結子会社の事業所等の移転に伴う損失に備えて、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 厚生年金基金解散損失引当金
- 厚生年金基金の特例解散に伴い発生する損失に備えて、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 当社および連結子会社の一部は、転進支援制度について、退職給付に係る期末要支給額に過去実績により合理的に算定した利用見込率を乗じた金額を退職給付債務として計上しております。
- (5) 土地信託の会計処理の方法
- 信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は当該営業収益または営業費用勘定に含めて処理しております。
- (6) 消費税等の会計処理の方法
- 税抜き方式によっております。
- (7) のれんの償却に関する事項
- のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ32,402千円増加しております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において、区分掲記していた営業外収益の「社宅金収入」(当連結会計年度は3,869千円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の「社宅金収入」は4,463千円であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結納税制度の適用)

当社および連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成27年1月16日)および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

10,013,932千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (千円)
葬 儀 会 館	兵 庫 県 加 古 川 市	建 物 及 び 構 築 物	23,590
葬 儀 会 館	神 戸 市 西 区	建 物 及 び 構 築 物	15,308

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

兵庫県加古川市および神戸市西区の資産グループについては、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスであるため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループは、賃借を主とする資産のため回収可能性が低いと判断し、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度末 株 式 数
発行済株式数	
普通株式	6,082,008
合 計	6,082,008

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	112,332	20.0	平成28年3月31日	平成28年6月24日
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	126,373	22.5	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

(決議)	株式の 種 類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通 株式	126,370	利益剰余金	22.5	平成29年3月31日	平成29年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金の効率的運用を図るため、短期的な運転資金はグループ金融制度を運用しております。さらに、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行なわない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,612,850	2,612,850	—
(2) 営業未収入金	601,233	601,233	—
(3) 長期貸付金	271,418	291,969	20,551
資産計	3,485,502	3,506,053	20,551
(1) 営業未払金	810,925	810,925	—
(2) 短期借入金	15,000	15,000	—
(3) 未払法人税等	255,914	255,914	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	1,136,606	1,146,258	9,652
負債計	2,218,446	2,228,098	9,652

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

当社グループでは、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、抵当権を設定しているものがほとんどであるため、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標を基とした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金（期限前特約権の行使による期限前解約特約借付入金を含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,612,850	—	—	—
営業未収入金	601,233	—	—	—
長期貸付金	17,435	69,138	92,015	92,828

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	21,192	170,392	919,992	19,992	5,038

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪府において、賃貸用オフィスビル（土地を含む）および賃貸用土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
803,604	11,824	815,429	3,889,000

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、不動産信託受益権の増加（11,824千円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,085円12銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 239円59銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,066,210	流動負債	1,256,830
現金及び預金	752,891	営業未払金	554
原材料及び貯蔵品	8	短期借入金	1,000,000
前払費用	103,669	リース債務	12,792
繰延税金資産	33,878	未払費用	64,810
未収還付法人税等	145,118	未払消費税等	7,506
未収消費税等	8,880	未払法人税等	29,405
その他	21,763	未払消費税等	7,310
固定資産	24,886,404	預り金	8,174
有形固定資産	20,507,592	賞与引当金	35,019
建物	7,387,887	役員賞与引当金	32,530
構築物	207,391	移転損失引当金	18,000
機械及び装置	11,671	設備未払金	22,366
工具、器具及び備品	60,903	その他	18,358
土地	12,282,728	固定負債	1,469,338
リース資産	36,514	長期借入金	1,050,000
建設仮勘定	520,494	リース債務	26,080
無形固定資産	103,341	厚生年金基金解散損失引当金	65,695
ソフトウェア	74,694	退職給付引当金	4,306
電話加入権	28,646	資産除去債務	196,355
投資その他の資産	4,275,470	その他	126,900
関係会社株式	2,562,585	負債合計	2,726,168
出資金	1,270	純資産の部	
長期貸付金	270,872	株主資本	23,226,445
長期前払費用	173,867	資本金	2,568,157
繰延税金資産	92,414	資本剰余金	5,488,615
不動産信託受益権	517,630	資本準備金	5,488,615
保険積立金	8,009	利益剰余金	16,183,218
差入保証金	620,420	利益準備金	225,639
その他	28,400	その他利益剰余金	15,957,579
資産合計	25,952,614	配当平均積立金	230,000
		固定資産圧縮積立金	208,042
		別途積立金	8,433,992
		繰越利益剰余金	7,085,543
		自己株式	△1,013,546
		純資産合計	23,226,445
		負債及び純資産合計	25,952,614

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		4,917,416
営業費用		
不動産賃貸原価	2,029,324	
一般管理費	1,120,192	3,149,516
営業利益		1,767,899
営業外収益		
受取利息	4,294	
移転損失引当金戻入益	60,068	
貸倒引当金戻入益	3,000	
雑収入	2,998	70,362
営業外費用		
支払利息	18,904	
解体撤去費用	25,109	
雑損失	4,493	48,507
経常利益		1,789,754
特別利益		
投資有価証券売却益	391	391
特別損失		
固定資産除却損	3,181	
減損損失	14,895	18,077
税引前当期純利益		1,772,069
法人税、住民税及び事業税	119,069	
法人税等調整額	136,939	256,008
当期純利益		1,516,060

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		2,568,157
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高及び当期末残高		5,488,615
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高及び当期末残高		225,639
その他利益剰余金			
配当平均積立金	当期首残高及び当期末残高		230,000
固定資産圧縮積立金	当期首残高及び当期末残高		208,042
別途積立金	当期首残高及び当期末残高		8,433,992
繰越利益剰余金	当期首残高		5,808,188
	当期変動額	剰余金の配当	△238,705
		当期純利益	1,516,060
	当期末残高		7,085,543
自己株式	当期首残高		△1,013,345
	当期変動額	自己株式の取得	△201
	当期末残高		△1,013,546
株主資本合計	当期首残高		21,949,292
	当期変動額	剰余金の配当	△238,705
		当期純利益	1,516,060
		自己株式の取得	△201
	当期末残高		23,226,445
純資産合計	当期首残高		21,949,292
	当期変動額	剰余金の配当	△238,705
		当期純利益	1,516,060
		自己株式の取得	△201
	当期末残高		23,226,445

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式
- ② その他有価証券
時価のあるもの

移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 18～50年

構築物 10～20年

機械及び装置 7～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- | | |
|-------------------|--|
| (4) 長期前払費用 | 定額法 |
| 3. 引当金の計上基準 | |
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に備えて、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| (4) 移転損失引当金 | 当社の事業所等の移転等に伴う損失に備えて、損失見込額を計上しております。 |
| (5) 退職給付引当金 | 従業員の転進支援金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（期末要支給額に過去の実績により合理的に算定した利用見込率を乗じた金額）に基づき計上しております。 |
| (6) 厚生年金基金解散損失引当金 | 厚生年金基金の特例解散に伴い発生する損失に備えて、損失見込額を計上しております。 |
| 4. 土地信託の会計処理の方法 | |
| | 信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は当該営業収益または営業費用勘定に含めて処理しております。 |
| 5. 消費税等の会計処理の方法 | |
| | 税抜き方式によっております。 |

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ22,949千円増加しております。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「解体撤去費用」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「解体撤去費用」は3,410千円であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(連結納税制度の適用)

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成27年1月16日)および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,418,245千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
金銭債権	18,785千円
金銭債務	1,003,902千円
3. 保証債務	
銀行借入金に対する保証債務	
俣野仙	100,006千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業収益	4,569,404千円
営業費用	13,584千円
営業取引以外の取引高	9,842千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:株)

	当 事 業 年 度 末 株 式 数
自 己 株 式	
普 通 株 式	465,532
合 計	465,532

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産

賞与引当金	10,786千円
未払金	9,944千円
未払事業税等	9,119千円
移転損失引当金	5,544千円
未払費用	2,256千円
繰延税金資産合計	<u>37,650千円</u>

繰延税金負債

未収還付事業税等	<u>△3,771千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△3,771千円</u>

繰延税金資産（負債）の純額 33,878千円

(2) 固定の部

繰延税金資産

減損損失	423,443千円
子会社株式	284,575千円
減価償却超過額	55,117千円
資産除去債務	60,025千円
厚生年金基金解散損失引当金	20,234千円
その他	10,226千円
繰延税金資産小計	<u>853,623千円</u>
評価性引当額	<u>△619,056千円</u>
繰延税金資産合計	<u>234,566千円</u>

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△91,601千円
資産除去費用	△43,883千円
その他	△6,667千円
繰延税金負債合計	<u>△142,151千円</u>

繰延税金資産（負債）の純額 92,414千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、会館用建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱公益社	所有 直接 100%	土地・建物の賃貸	賃貸料の受取 (注) 1	2,144,439	—	—
			役員の兼任 経営指導・事務管理 等の受託	経営指導料・ 事務受託料等 の受取 (注) 2	713,716	—	—
			グループ金融制度に よる資金の調達およ び運用	資金の借入 (注) 3	922,986 (注) 4	短期借入金	850,000

取引金額には消費税等を含めておりません。

期末残高には消費税等を含めております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 建物・土地の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、1年ごとに交渉のうえ、賃貸料金額を決定しております。
2. 経営指導料・事務受託料等については、役員兼務および事務受託業務等の内容に基づいて1年ごとに双方協議のうえ、合理的に決定しております。
3. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期限は原則3ヶ月後としております。ただし、期間中であっても、双方協議のうえ、追加の借入、若しくは返済、または貸付けを行えることとしております。なお、担保は提供しておりません。
4. 取引金額は、期中平均残高を表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,135円41銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 269円93銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻内 章 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月 10 日

燦ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 内 章 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 方 得 男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

燦ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	内 藤 光 昭	㊟
常 勤 監 査 役	秦 一 二 三	㊟
社 外 監 査 役	高 橋 秀 彰	㊟
社 外 監 査 役	田 村 茂	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、連結業績および資金の状況、中長期的な成長投資のための内部留保の確保、および財務の健全性等を総合的に勘案しながら、配当による利益還元を行っていく方針であります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金22円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、126,370,765円となります。

これにより、中間配当（1株につき22円50銭）を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき45円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社社会の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社の株式または出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理およびこれに関連する業務</p> <p>(1) } ˘ } (条文省略) (30) }</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) } ˘ } (現行どおり) (30) }</p> <p><u>(31) 介護保険法による通所介護の居宅サービス事業</u></p> <p><u>(32) 介護保険法による介護予防通所介護の介護予防サービス事業</u></p> <p><u>(33) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</u></p> <p><u>(34) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></p> <p><u>(35) 介護保険法に基づく介護予防通所介護または第1号通所事業</u></p> <p><u>(36) 医療・介護および健康に関する講演会・研究会の開催</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(37) <u>健康トレーニング施設</u> の経営およびその施設 利用に関する研究指導
(新設)	(38) <u>介護予防事業に関する</u> 企画、調査、運営、受 託ならびにコンサルタ ント業務
(新設)	(39) <u>各種物品の販売業</u>
<u>(31)</u> } <u>(32)</u> } (条文省略) <u>(33)</u> }	<u>(40)</u> } <u>(41)</u> } (現行どおり) <u>(42)</u> }
<u>(34)</u> 上記(1)から <u>(33)</u> まで に附帯または関連する 一切の事業	<u>(43)</u> 上記(1)から <u>(42)</u> まで に附帯または関連する 一切の事業
2. }) } (条文省略) 6. }	2. }) } (現行どおり) 6. }

第3号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	の 野 呂 裕 一 (昭和37年8月30日生)	昭和61年4月 アメリカン・ライフ・インシ ュアランス・カンパニー入社 平成6年7月 A I Gマーケティング出向 (A I G株式会社) 平成13年4月 エイアイジー・スター生命保 険株式会社出向 平成16年6月 アメリカン・ライフ・インシ ュアランス・カンパニー顧客 戦略統括部長 平成18年4月 当社入社、執行役員マーケ ティング戦略部付部長 平成19年6月 当社取締役マーケティング戦 略部付部長 平成20年6月 当社常務取締役マーケティン グ戦略部長兼東京支店長 平成21年6月 当社専務取締役情報システム 担当マーケティング戦略部長 兼東京支店長 平成23年6月 当社取締役副社長情報システ ム・マーケティング戦略担当 平成25年6月 当社代表取締役副社長 平成28年4月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株 式 会 社 公 益 社 代 表 取 締 役 会 長	29,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	はり しま さとし 播 島 聡 (昭和37年9月25日生)	昭和62年4月 株式会社リクルートコンピュータープリント(現株式会社リクルートコミュニケーションズ)入社 平成11年4月 当社入社 平成15年10月 当社大阪営業部付部長 平成17年4月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当 平成19年6月 当社常務取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当 平成21年6月 当社専務取締役購買管理・プロジェクトマネジメント担当 平成23年6月 当社取締役副社長人事・購買担当 平成25年6月 当社代表取締役副社長 内部統制・コンプライアンス担当 平成27年4月 当社代表取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社公益社 代表取締役社長	49,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	まと ぼ もと し 的 羽 元 司 (昭和38年5月9日生)	昭和62年4月 光洋精工株式会社(現株式会 社ジェイテクト)入社 平成3年4月 株式会社テザック入社 平成10年10月 当社入社 平成16年10月 当社総務人事部総務担当部長 平成18年6月 当社執行役員総務部長 平成19年6月 当社取締役コンプライアンス 担当兼総務部長 平成22年6月 当社常務取締役総務・人事・ 人事企画・コンプライアンス・ 内部監査担当兼秘書部長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員 コンプライアンス・内部監査 担当兼管理本部長兼総務部長 平成25年6月 当社常務執行役員コンプライ アンス・内部監査担当兼管理 本部長兼総務部長 平成28年6月 当社取締役コンプライアンス・ 内部監査担当兼管理本部長兼 総務部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社公益社 取締役	6,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	みや じま やす こ 宮 島 康 子 (昭和41年3月5日生)	昭和63年4月 大正海上システム開発株式会 社(現MS&ADシステムズ 株式会社)入社 平成9年3月 アメリカン・ライフ・インシ ユアランス・カンパニー入社 平成18年5月 当社入社 平成20年4月 当社マーケティング戦略部付 部長 平成21年6月 当社執行役員マーケティング 戦略部付部長 平成22年6月 当社常務執行役員マーケティ ング戦略部長 平成28年4月 当社専務執行役員情報システ ム本部長(現任) (重要な兼職の状況) 株 式 会 社 公 益 社 専務執行役員	6,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	はら だ まさ とし 原 田 雅 俊 (昭和30年2月9日生)	昭和52年4月 松下電器産業株式会社(現パ ナソニック株式会社)入社 平成15年6月 同社労政グループ グループマネージャー 平成20年4月 同社役員 人事・総務・保信担当 平成20年6月 同社取締役 平成21年4月 一般社団法人国際産業関係研 究所 代表理事(現任) 平成22年4月 パナソニック株式会社 常務取締役 平成23年4月 同社常務取締役 関西代表 平成24年6月 同社常務役員 関西代表 平成26年6月 株式会社公益社監査役 平成27年6月 当社社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人国際産業関係研究所 代表理事	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
6	すえ かわ ひさ ゆき 末 川 久 幸 (昭和34年3月17日生)	昭和57年4月 株式会社資生堂入社 平成19年2月 同社事業企画部長 平成20年4月 同社執行役員経営企画部長 平成21年6月 同社取締役執行役員経営企画 部長 平成22年4月 同社取締役執行役員常務経営 企画部長 平成23年4月 同社代表取締役執行役員社長 平成25年4月 同社相談役(現任) 平成26年6月 新田ゼラチン株式会社 社外 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株 式 会 社 資 生 堂 相 談 役 新 田 ゼ ラ チ ン 株 式 会 社 社 外 取 締 役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原田雅俊、末川久幸の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者 宮島康子氏の戸籍上の氏名は、井澤康子であります。
4. 社外取締役候補者 原田雅俊氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、同氏の経営者としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。
 - (2) 同氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外監査役としての在任期間は1年であり、また、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。
 - (3) 同氏は、平成26年6月から平成28年6月まで、当社の子会社である株式会社公益社の監査役でありました。
 - (4) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者 末川久幸氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、同氏の経営者としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。
 - (2) 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は独立役員として届け出る予定であります。

6. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、原田雅俊氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、原田雅俊氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。

また、末川久幸氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の概要は、次のとおりであります。

取締役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。

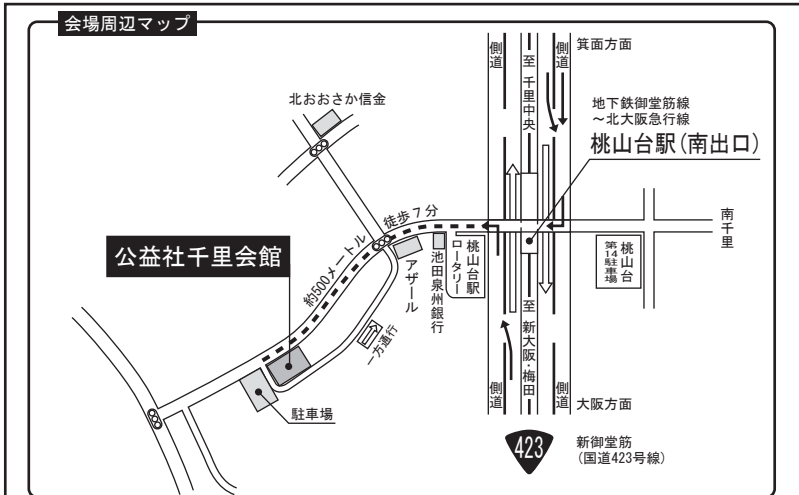
以 上

(メ モ)

株主総会当日は北大阪急行線「桃山台駅」ロータリーより送迎バスをご用意しておりますのでご利用ください。

定時株主総会会場のご案内 (燦ホールディングス株式会社)

会 場 公益社 千里会館 (まほろば)
住 所 〒565-0854 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号
TEL 06-6832-0034
FAX 06-6831-7984



交通機関

- JR大阪駅からのアクセス
「梅田駅」より大阪市営地下鉄御堂筋線
「千里中央駅」行き乗車。
北大阪急行「桃山台駅」(南出口)から下車。
(所要時間20分)
- 伊丹空港からのアクセス
「大阪空港駅」より大阪モノレールに乗車、
「千里中央駅」にて北大阪急行に乗り換え、
「桃山台駅」(南出口)から下車。(所要時間30分)

